

## 地域における伝統的建造物集落の修景事業と観光促進

### —信州 小布施町のまちづくり、観光政策、 ビジネスの事例研究—

奈良県立大学地域創造学部  
講師 石本東生

#### 1. 本研究の目指すところ

本研究においては、その対象地を「長野県小布施町」とし、以下の視点で調査・考察を行った。

今や、全国的に歴史的建造物や集落を保存しようとする動きは活気を帯びている。例えば古民家の再生利用をはじめ、それらが「観光資源」として新たに活用されているケースは珍しくない。しかしそこには、文化財的な価値保存を重視した「復元」なのか？ それとも観光資源とした「再生利用」なのかの議論や、さらには「当該地住民の居住快適性」は？ といった問題が複雑に絡んでくるのもまた事実である。

その意味で長野県小布施町は、「重要伝統的建造物群保存地区」（以下「重伝建地区」）のように、文化的景観を保存して、その上で観光まちづくりに発展させている地域とは異なり、「修景」<sup>1</sup>という技法を用いて、魅力的なまちづくりを行っている。本研究においては、小布施における「町並み修景事業」の特徴を明らかにし、奈良県の観光まちづくりに示唆を与えられたい願う。

#### 2. 日本における「重伝建地区」と海外の「町並み保存」

ところで、小布施の考察に入る前に、日本国内の町並み保存と海外の同保存に関して、若干触れてみたい。海外については、筆者が研究フィールドとするギリシャ・エーゲ海諸島の様子について述べる。

##### ① 日本の町並み保存制度

日本の町並み保存において代表的なものは、「伝統的建造物群保存地区」（以下「伝建地区」）制度であろう。佐々木（2013）によれば、伝建地区制度とは、個々の建造物を単独で文化財として指定するのではなく、建造物の集合体を文化財として捉えるものである。そして、周辺環境まで含めた歴史的環境の面的保存を行う制度である。その制度には、伝建地区制度の他に史跡や名称の指定（文化財保護法）、歴史的風土特別保存地区制度（古都保存法）などがある。そのなかで伝建地区制度は、住民の生活や営業との共生を前提とするのが特徴である。

伝建地区は、市町村の都市計画または保存条例に基づき決定される。これは、地域のまちづくりと密接に関係することから、市町村の自主的判断に委ねられているためである。

国は、市町村が決定する伝建地区のうち、申し出を受けて、価値の高いものを重伝建地区に選定する。これは、保存事業への財政的支援（補助金、固定資産税軽減措置等）などを行うためである。

このように伝建地区制度は、市町村の主体性・自主性を尊重するとともに、まちづくりの視点を強く持つことに特徴がある。この点で、従来の国の判断で行う指定文化財制度とは、その考え方を大きく異にしている<sup>2</sup>。2014年12月10日現在で、重伝建地区として全国89市町村の109地区が選定されている<sup>3</sup>。

## ② ギリシャ・エーゲ海諸島における町並み保存

一方で、筆者が主な研究調査地とするギリシャにおいては、伝統的集落における保存・再生は、中央政府がすべて法制化し、一括して管理している。基本的にギリシャ国内の遺跡・歴史的建造物などの文化財は、各地に置かれた文化省考古学支局が担当し、同本省が総合的に所管するが、オスマントルコから近代ギリシャが独立した1830年を境に、それ以降に発生したと見なされる集落・歴史的建造物には、建築・都市計画上の観点から環境省もその管理に加わる<sup>4</sup>。

そして伝統的集落に対する初めての総括的な保存法は、1978年10月19日決定の大統領令である<sup>5</sup>。これには、ギリシャ国内の411か所にのぼる伝統的集落を保存指定するリストが含まれ、集落内の家屋における最低ファサード幅、建ぺい率、容積率、階層数、建築物高度、耐力壁の構造、バルコニーの形態、店舗の設置看板、修復再生の基本理念等、A4版8頁にわたる規制条項が詳細に述べられている。しかしながら、本大統領令は伝統的集落411か所全体に等しく関わる規制であり、14世紀の後期ビザンティン期より20世紀初頭に至る集落発生期の差異、あるいは地域性から生じる建築形態の相違などから、画一的な規制に困難も伴ったためか、1980年代後期から順次、地域および集落個別のより細かい保存法が制定されていった。また、1978年10月の大統領令公布の後、現在に至るまでには、他に503箇所の伝統的集落が追加指定されている<sup>6</sup>。

以上、日本とギリシャの「町並み保存」に関して、その特徴を少しく述べたが、その根本的な違いの一つには「市町村という地方自治体の自主的判断に任せるか、すべて国の関与とするか」が挙げられる。事実、日本の重伝建制度においては、同県内の他の重伝建地区では、具体的にどういう規制を課しているか知られていない、というケースも珍しくない。ギリシャの場合は、文化省の「考古学遺跡・歴史的建造物に関する法令カタログ」というウェブサイトから、該当する伝統的集落を規制する法令が簡単に閲覧可能である<sup>7</sup>。さらにギリシャにおいては、「建築物外観の保存規制」は厳しいものの、「建物の内装、利用法」については、かなりの柔軟性を持たせている点も日本の規制とは異なっている<sup>8</sup>。

ともあれ、このような相違点はあるものの、両国の「町並み保存」は、あくまでその集落における一時期の、おそらくは近世以降その集落が最も繁栄した時期の町並みを保存する点が重要なのである。すなわち、当時の町並みを「できる限り変えない」努力が、基本線として大切なのである。

では、これらの「町並み保存」と「小布施の修景」は、何がどのように異なるのだろうか？

### 3. 小布施に関する概要

#### ①小布施の位置と気候

小布施は、長野県東北部、長野盆地(通称「善光寺平」)の東縁に位置する標高 300~400m、面積 19.07 km<sup>2</sup>、人口 11,386 人・3,714 世帯(2013 年 10 月 1 日現在)の小さな町である(図 1 参照<sup>9</sup>)。千曲川を隔てて、西は長野市に、東は雁田山を挟んで高山村に、南は松川を隔てて須坂市に、北は篠ノ井川を隔てて中野市に隣接している。飯綱山、戸隠山、黒姫山、妙高山、斑尾山の北信五岳を一望にできる環境にある。



図 1)長野県北部における小布施町の位置

年間降水量は 1,000 mm 以下で、寒暖の差が激しく、夏は最高 35℃前後、冬はマイナス 10℃前後にまで下がる寡雨・内陸性の気候。小布施は、千曲川の支流「松川」の扇状地となるが、松川の水は強酸性であり、そのため小布施の土壌も「強い酸性」である。この酸性土壌は、米作には全く適さないが、「栗」の生育には最適であるので、古くから栗の名産地となった<sup>10</sup>。

#### ②小布施の歴史と産業

江戸時代後期には、西部を流れる千曲川の水運を利用した流通が盛んになると共に、越後小千谷・十日町から中野を経て上州に至る大笹街道と、直江津・高田から柏原・豊野を経て山田街道へ抜ける道が、物産・交易で賑わった。冬の小布施の名物行事である「安市」に面影を残す六斎市は、近郷の穀物相場の標準とされ、小布施町は北信濃の経済・文化の中心として栄えた。この賑わいの中から生まれた高井鴻山ら豪農・

豪商たちは、葛飾北斎、小林一茶ら多数の文人墨客を招き、今に続く文化の薫り高い雰囲気が形成されたのである。

町の産業は、リンゴ、ブドウといった果樹を主体とした農業が中心。関連産業として、600 年の歴史を持つ特産の「栗」を使った栗菓子や栗ごはんが全国的にも有名、小布施の観光の目玉にもなっている。また近年は、6 次産業(1 次産業×2 次産業×3 次産業)にも積極的に取り組み、小布施ブランドの確立に取り組んでいる<sup>11</sup>。そして現在は、この街の魅力に引き寄せられ、年間 120 万人もの観光客が小布施を訪れている。

### 4. 小布施「まちづくり」の経緯

#### ①北斎館の開館(1976 年)

郷土の先覚、高井鴻山(たかい こうざん: 1806-1883 年)の招きにより、稀代の浮世絵師、葛飾北斎(1760-1849 年)は、晩年 4 回に渡り小布施を訪れ、多くの肉筆画の傑作を残している。それらの保存展示のために「北斎館」が建設され(1976 年 11 月 7 日開館)、以降、内外から多くの人々が訪れるようになる。

## ②「町並修景事業」の実施（1982～1986年）

まちづくり基本計画により歴史文化ゾーンを設定し、栗菓子の老舗や大壁造りの民家など、歴史的な景観をとどめている町の中心部地域で、より快適で個性豊かなまちづくりを進めるために、暮らす人々と行政が、それぞれの役割を分担しながら、小布施方式による町並みの面的整備を行った。

## ③ 高井鴻山記念館の開館（1983年）

高井鴻山没後100年を記念して、鴻山の書齋であった隠宅の公開復元を町が計画し、高井鴻山の記念館「儻然楼（ゆうぜんろう）」として開館、「歴史文化ゾーン」の中核となる<sup>12</sup>。

## 5. 「小布施町並み修景事業」の契機と「伝統的町並み保存」との相違点

川向（東京理科大学教授・同大学小布施町まちづくり研究所所長：2010）によれば、「高井鴻山記念館」の開館については、1982年に小布施町の行政が、高井鴻山の書齋「儻然楼」を買い取り、一般に公開するという構想を打ち出したことが契機であったという。しかし、有力な地権者の一人、市村次夫（現「小布施堂」代表取締役）は「行政主導の同事業が町並みを破壊するかもしれない」という懸念を抱き、行政による「道路拡幅」＋「沿道家屋の後退にともなう建て替え」＋「駐車場の確保」という3点セットの事業を、今一度見直すことになる。なぜなら、例えば、後退して新築された家屋は、ほぼ例外なく元の家並みにはあった軒の線、棟の高さ、格子や土壁など、細部の共通性を失って、スタイル・材料・色彩がばらばらの様相を呈する。これが現代の建築・都市デザインが抱える最大の問題であった。

他方、歴史様式で装って町並みを観光化するのではなく、日常生活の中で自然に歴史文化が感じられるように環境を整備する。古いものは古いものとして残し、それらと連続性を保ちながら、生活環境を新たに作り上げる。これが「修景」の主意であり「歴史的町並み保存」とは異なるコンセプトである。

そして先の「計画見直し」の結果、北齋館とオープン予定の高井鴻山記念館を、いわば「楕円の二極」にすえた町並み整備が小布施町の住民たちにも意識され始め、町内の文化観光協会、ライオンズクラブ、商工会などの呼びかけによって、シンポジウム「明日の小布施を語る」が開催され、「ふるさとづくり」が議論されることとなった。

また、修景事業の当事者&地権者であった五者「小布施堂（市村次夫）」、「長野信用金庫・小布施支店」（以下「信金」）、「市村良三」、「真田達夫」そして「小布施町行政」に、建築家の宮本忠長がコーディネーターとして加わり、行政に財政支援を期待しない「まちづくり」を検討議論した。

現在も、小布施まちづくりの重要な指針となっている「文化が薫るまちづくり」「北齋館などを中心に町全体がミュージアムとなるまちづくり」を町民が意識し始めたのも、この頃からである。また、栗菓子屋御三家の小布施堂は「北齋館」と「高井鴻山記念館」を、竹風堂は「日本の明かり博物館」を、桜井甘精堂＝「栗の木美術館」をそれぞれ開館。この地元3企業は互いの商売にも実に協力的で、個別ではなく「小布施ブランド」としての栗菓子を全国に広めようと力を合わせている。<sup>13</sup>



## 6. 小布施「町並み修景事業」の具体例

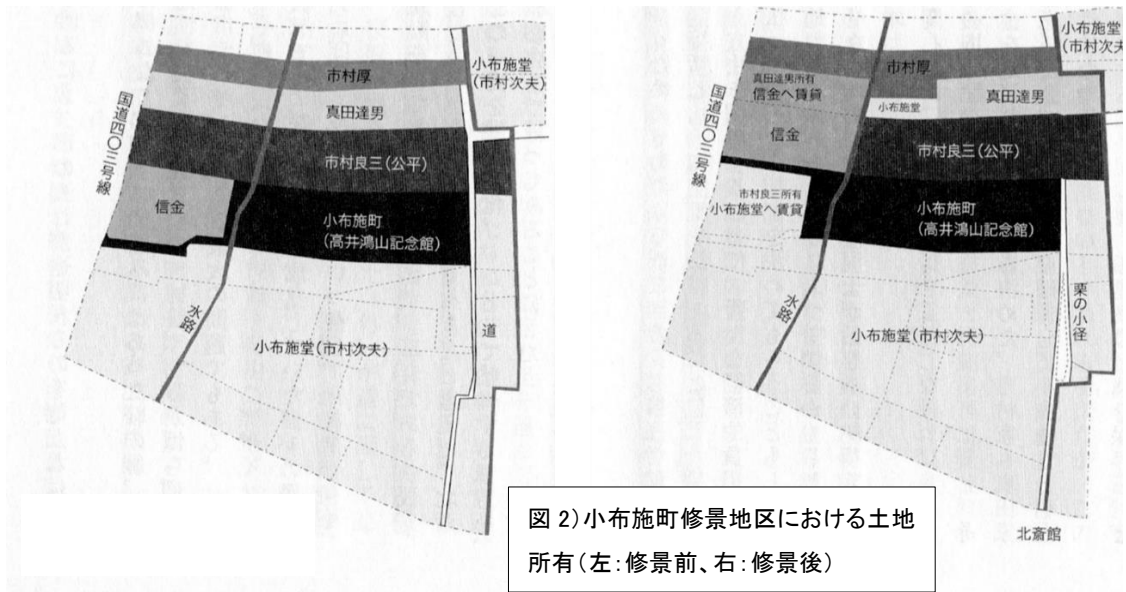


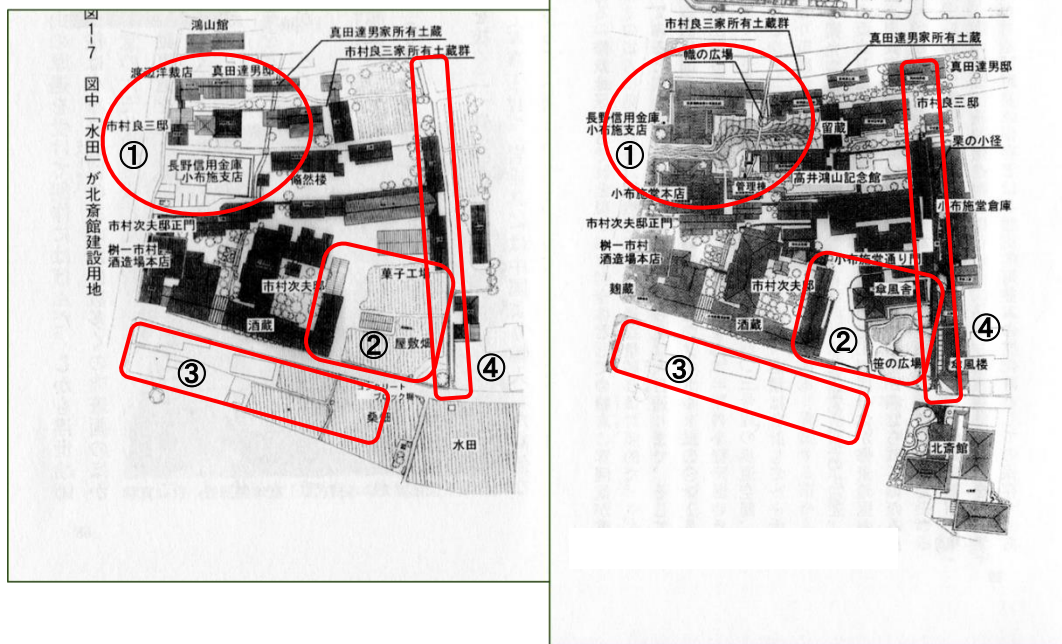
図2)小布施町修景地区における土地所有(左:修景前、右:修景後)

川向正人(2010)『小布施 まちづくりの奇跡』, 新潮社, p.75, 83 の図をスキャンの上、転載

図2は、小布施町修景地区における土地所有の変化を「修景前」と「修景後」で示したものである。左の修景前の図から分かるように、元来、国道403号線沿いに各地権者の土地がうなぎの寝床のように細長く東西に伸びていた。先述の通り、1982年に小布施町行政が高井鴻山の書斎「恹然楼」を買い取って一般公開する提案を策定したが、信金が国道側

図3)小布施町修景地区における建物配置の変化(左:修景前、右:修景後)

〔川向正人(2010), p.67 と p.20 の図をそれぞれスキャンの上、筆者が加工した〕



の前面にあって入り口が狭く、駐車スペースも足りないことから、地権者の土地を相互に「交換」した上で、当時の建築物を「曳き家」あるいは新築し、大々的に小布施の歴史地区を新配置、新形成することになった。その建築分野で大きなイニシアチブを取ったのが、先の宮本忠長である。彼は「まちづくりは、暮らしづくりである。現在だけでなく、子々孫々まで暮らせる住宅の設計が、最優先されるべきである」という独自の哲学を持っていた。

また、同じく修景前後の「建物配置」は図 3 のように変化している。同図においては、修景前・修景後それぞれに①から④までの赤線枠で囲んだ区域を示している。これらは同修景地内でも特にその変化が著しいところなので、筆者が 2014 年 3 月と 11 月に現地調査を行い撮影した写真<sup>14</sup>を交えながら、その変化を具体的に述べていきたい。



写真 1) 左上: 駐車場兼広場の「幟のひろば」 写真 2) 右上: 高井鴻山記念館  
写真 3) 左下: 長野信用金庫小布施支店(信金) 写真 4) 右下: 小布施堂本店

#### ①信金・幟の広場・小布施堂本店・高井鴻山記念館など

この区域は「高井鴻山記念館」開館の為、最も景観が改変されたところである。

写真 1 の広場は、ヨーロッパにおいて中世歴史都市の中央によく見られる「広場」をイメージして、建築家宮本忠長が設計、造営した。モザイク的に樹影／風紋とも見られるデザインが描かれている。元来ここは信金の旧店舗が建っていた場所である、現在の信金店舗は、そのすぐ北側に新築された(写真 3)。幟の広場は、通常は信金の駐車場として利用されているが、街のイベントの折などはその会場として使用される文化広場でもある。



写真 2 の高井鴻山記念館で左手に見える「管理棟」は、元々図 2（修景前図）の①区域内北側にあった「真田家」の母屋である。いわゆる「曳き家」によってこの場所に移設されたが、文字通り大工事であった<sup>15</sup>。

写真 4 の小布施堂本店は、信金の旧店舗跡に新築されたものである。この本店店舗を含め、信金、そして周囲の旧新の建物はすべて同傾斜角の屋根で葺かれ、落ち着いた統一感を醸し出している。小布施堂本店もとても新築とは思えない、さながら「老舗名店」とも言うべき伝統を感じさせる建築様式である。

## ②榊一市村酒造酒蔵・笹の広場・傘風舎・傘風楼など

この区域は、美術館「北斎館」の北西隣りとなる。



写真 5&6) 左上 & 右上: 小布施堂-榊一市村酒造の酒蔵を改装改築後、レストランとなった『蔵部』と「笹の広場」

写真 7) 左下: 小布施堂の栗菓子工場「傘風舎」と「笹の広場」

写真 8) 右下: 小布施堂直営のイタリアン・レストラン「傘風楼」

小布施における最も老舗の酒造会社は「榊一市村酒造」であるが、これは小布施堂と経営を同じくする「小布施堂・榊一市村グループ」の一翼。写真 5&6 は、元々榊一市村酒造の酒蔵であったが、1998 年に世界各地でホテルや店舗のインテリアを手掛ける香港在住のアメリカ人デザイナー、ジョン・モーフォードによって改装され、完成した和食レストラン「蔵部（くらぶ）」である。むかし蔵人が酒造り期間（冬季の 3 ヶ月）の泊まりこみに食した「寄り付き料理」をコンセプトに、焼く、煮る、蒸すのシンプルな和食を提供し、人気を博す<sup>16</sup>。

写真 7 の「傘風舎」は小布施堂の栗菓子を製造する工場で、修景時に新築された建物。「蔵部」とともに「薨の波」が実に美しい。写真 8 の「傘風楼」は昔「宗理庵」と呼ばれた古い建物を小布施堂が改築、規模を大きくしイタリアン・レストランとして生まれ変わった。ここでは、小布施堂の従来からの「栗和菓子」だけでなく、新タイプの「和栗モンブランケーキ『朱雀』」が提供され、小布施ファンの女性客を中心に大ヒットスイーツとなっている<sup>17</sup>。

### ③ 榭一客殿（高級宿泊施設）

以下の写真 9～12) は、修景地区の南隣、すなわち榭一市村酒造の南側に、2007 年小布施堂がオープンさせた高級宿泊施設「榭一客殿」である。この建物は、長野市から移築した 3 棟の土蔵を中心とする 7 棟の木造建築物で、小布施堂の瓦葺きの切妻屋根が連なる風景を、さらに拡張した形となっている<sup>18</sup>。



写真 9～12) 小布施町内では最も高級な宿泊施設となる『榭一客殿』(小布施堂の経営)

言わばこの建物自体も、元来この場所に存在したものではなく、近年、移築・完成したものである。しかし、修景地区の建物群と共に絶妙の一体感にあり、東隣の「北斎館」と並んでその威容を誇っている。また、特に長期滞在に適する広々とした客室を確保するため、館内にはホテルレストランを設けていない。宿泊客の食事については、隣接する「蔵部」や「傘風楼」に誘導するという営業方針である。

### ④ 栗の小径（こみち）

この小径は、車が行きかう国道 403 号線とは空間の質を変え、北斎館と高井鴻山記念館



の西側入口を結ぶ「歴史と文化を感じさせる道空間」として設けられた。しいてアスファルト舗装や石畳にはせず、小布施に沢山ある栗の木の廃材を活用して「栗の木ブロック」を作り、舗装した小布施ならではの小径である<sup>19</sup>。

2014年11月筆者が小布施調査に赴いた時は、ちょうど栗収穫のシーズンで、小布施堂栗菓子工場「傘風舎」の西側を通る「栗の小径」には、実に香ばしい栗菓子の香りが漂っていた。ここも一見、古くから今に残る小径のようであるが、まさに「修景事業」によって産み出された賜物である。



写真 13&14) 北斎館と高井鴻山記念館を結ぶ「栗の小径(こみち)」

## 7. 結論

以上のように本研究では、長野県小布施町において1982年に始まった「町並み修景事業」に関してほんの一部をとりあげ、近年「重伝建地区」などで盛んに行われている「町並み保存」との相違点を考察してきた。本論第2項②でも述べた通り、「町並み保存」における基本線は、当該集落の建築物やその集合体を「できる限り変えずに残す」というスタンスであろうが、小布施の修景は、実に建築物群およびその空間全体のバランスと調和を追求して、新たに描かれたデザインへの「大胆な改変」であったと言えよう。



写真 15) 和風レストラン『蔵部(くらぶ)』の厨房には、本物の「石窯」が設けられている

ただその背後には、行政に頼らず、郷土をこよなく愛し、子々孫々まで最善の暮らしができるように願う地権者、実業家たちが、彼ら自身の利害損得を超えて協力し合い、行政や建築家とタッグを組み、共にまちづくりに励んだ歴史があることを忘れてはならない。

さらに、その新デザインへの改変には、簡単なイミテーション的建築物をこしらえるのではなく、将来には文化的価値を認められるような、真正性に富む建築物を多数生み出している。

加えて、古くからの栗菓子製造の歴

史に、また新風を吹き込み、洋菓子の新提案やイタリアン、昔ながらの「寄り付き料理」を復活させるなど、まさにクラシックモダンの典型とも言えるビジネスが展開されている。このような要素が相乗効果となるがゆえに、この小さな町に年間 120 万人もの観光客が訪れているのであろう。

<sup>1</sup> 西村幸夫 (2004)『都市保全計画 (歴史・文化・自然を活かしたまちづくり)』, 東京大学出版会, pp. 259-260.

西村はそこで「修景」の概念に関して以下のとおり述べている。「伝統的建造物以外の建築物を周辺景観にあわせて新築もしくは改変することを修景と呼ぶ。修景は元来、庭園の計画において用いられていたものであったが、近年は周辺環境になじませるために建築物の外観に改変を加える行為一般を指す景観デザイン手法上の用語として定着してきた。伝統的建造物群制度における修景に関する記述は、修景という用語を法文の上で用いる最も初期の例である。伝統的建造物群制度について用いられる修景とは、伝統的建造物群保存地区において保持されている歴史的景観という文化遺産を、現在の時点で再評価し、その現代的意義をもとに地域景観を保全するために、地区内の伝統的建造物以外の建造物に対して行われる現状変更行為である」。

<sup>2</sup> 佐々木一成 (2013)『観光振興と魅力あるまちづくり』, 学芸出版社, p.176.

<sup>3</sup> 文化庁公式ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/hozonchiku.html> より (2015年3月16日アクセス)。

<sup>4</sup> 江口久美, 岡村祐, 石本東生 (2014)「ギリシャにおける伝統的集落保護に関わる法及びGNTOによる観光活用事業に関する研究」, 『第29回日本観光研究学会全国大会 学術論文集』, p.310.

<sup>5</sup> the Executive Order ΠΔ 19-10-1978 - ΦΕΚ 594/Δ/13-11-1978, “*Διαρκής Κατάλογος των Κηρυγμένων Αρχαιολογικών Χώρων και Μνημείων της Ελλάδος*”, <http://listedmonuments.culture.gr/>

Pozoukidoul, G., et al. (2013), Protection of Traditional Settlements in Greece, *Proceedings of the International Conference on “Changing Cities: Spatial, Design, Landscape & Socio-economic Dimensions”*, pp.501-511.

<sup>6</sup> 江口久美, 岡村祐, 石本東生 (2014), pp.309-310.

<sup>7</sup> ギリシャ共和国の法令なので、すべてギリシャ語での文書となる。

<sup>8</sup> 石本東生 (2013)「持続可能な観光発展における文化遺産環境の保存・再生とその重要性：『エーゲ海・サントリーニ島』における伝統的建造物集落の再生事例から」, 『日本国際観光学会論文集』第21号, p.111.

<sup>9</sup> 「わおマップ中日本版 - 長野県 北信濃エリア」, EIKOSHA の地図よりスキャン、加工の上、転載。

<sup>10</sup> 長野県小布施町 (2012)「まちづくり視察資料」, pp.1.

<sup>11</sup> 長野県小布施町 (2012), pp.1.

<sup>12</sup> 長野県小布施町 (2012), pp.2.

<sup>13</sup> 川向正人 (2010)『小布施 まちづくりの奇跡』, 新潮社, p.78-81.

<sup>14</sup> 本報告に掲載するすべての写真は、筆者が 2014 年 3 月および同年 11 月に現地調査を行った折に、筆者自身が撮影したものである。

<sup>15</sup> 川向正人 (2010), p.89-90.

<sup>16</sup> 小布施堂公式ウェブサイト <http://www.obusedo.com/store/detail/club.html> (2015年3月10日アクセス)

<sup>17</sup> 小布施堂公式ウェブサイト <http://www.obusedo.com/store/detail/sanpooloh.html> (2015年3月10日アクセス)

<sup>18</sup> 川向正人 (2010), p.111.

<sup>19</sup> 川向正人 (2010), pp.92-96.